平成２１年（フ）第１９９号
名古屋市中川区山王１丁目２番29号　リベール山王1120号
債務者　木村　直哉
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７７３号
名古屋市守山区永森町185番地の５
債務者　ハギーベアこと　奥田　勝臣
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１０３号
名古屋市瑞穂区石田町１丁目51番地の11
債務者　田口麻佐子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１８５号
名古屋市港区甚兵衛通５丁目７番地の１　みそらぎハイツⅡ４Ｅ号
債務者　川﨑　由美（旧姓武山）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２２２号
愛知県海部郡美和町大字木田字東新五領12番地13
債務者　塚本　智香（旧姓春田）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２５０号
名古屋市中川区松ノ木町２丁目60番地　スペリア松ノ木402号
債務者　森本　　純
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２７０号
愛知県東海市富木島町長田20番地　ブランドール長田102号室
債務者　和田　忠良
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２７７号
愛知県小牧市久保一色南２丁目284番地　シャンポール久保106号
債務者　山本かおり（旧姓南谷）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７号
京都府綾部市本町８丁目124番地
債務者　梅原　　豊
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第６５号
香川県三豊市詫間町箱52番地
債務者　横矢　有花
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第８４号
香川県三豊市高瀬町比地中58番地２
債務者　小野　裕嗣
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第２１７号
福島県会津若松市北滝沢２丁目７―41　ジョイフルハウスⅡ205号、住民票上の住所愛知県西加茂郡三好町三好丘６丁目８番地12
債務者　林　功一郎
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２１８号
福島県河沼郡会津坂下町大字大上字村向甲713番地
債務者　小柳真由美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
福島県会津若松市蚕養町７番１号　蚕養日新ハイム103号、前住所福島県大沼郡会津美里町福重岡字八重松前92番地
債務者　佐藤　由紀
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
茨城県鹿嶋市小山1115番地33
債務者　平田　和男
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１３５号
茨城県神栖市息栖3950番地173青野方
債務者　星畑真知子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１３７号
茨城県神栖市若松中央４丁目87番地　ドリームエコートヨダ103号
債務者　豊田　亜貴（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　水戸地方裁判所麻生支部